中高校生

＼富田林市こどもの権利条例の制定のために／

こども WEB アンケート調査
ご協力のおねがい

富田林市では「こどもの権利」を大切にするまちにしていくために、「こどもの権利条例」の制定をめざしています。

みなさんの声を聞いて、「こどもの権利」が大切にされ、みなさんがそのことを感じ、声をあげることができ、その声が大切にされるまちにしていきたいと考えています。

そのために、みなさんの状きょうや考えていることを教えてください。

ご協力よろしくお願いします。

令和6年9月　　富田林市

- 名前は書かないよ
- 答えたくない質問には答えなくていいよ
- 保護者や先生に答えが見られることはないよ
- だれが答えたかは分からないようにまとめるよ

ご回答にあたって

○ パソコンまたはスマートフォン、タブレットなどから下記アンケート回答先にアクセスし、アンケートにお答えください。
○ 回答は、設問ごとの説明にしたがって、あてはまる番号を選んでください。
○ 「その他」を選んだときは、（ ）に具体的な内容を記入してください。
○ ご不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

アンケート回答先

右にある二次元コードまたは下記のURLからアクセスしてください。

https://questant.jp/q/tondabayashi-kodomonokenri2

※紙での回答を希望する場合は、下記のお問合せまでご連らくください。

回答期限は令和６年10月31日(木)まで

お問合せ

富田林市こども未来部こども政策課　富田林市常盤町１番１号　市役所４階
でんわ：０７２１-２５-１０００（内線２９１）
ファックス：０７２１-２４-８９７６
メール：k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

問1　あなたの性別を教えてください。（1つに○）

1．男性　　2．女性　　3．その他（どちらともいえない、わからない、答えたくない　など）

問2　あなたの学年または年れいを教えてください。（1つに○）

1．中学1年生
2．中学2年生
3．中学3年生
4．高校1年生（15～16さい）
5．高校2年生（16～17さい）
6．高校3年生（17～18さい）
7．その他（18さい以上をふくむ）

問3　「こどもの権利」とは、こどものみなさんが安心して生活できること、自由に意見を言うことができることなど自分らしく元気に生きる上で大切なものです。
あなたは、こうした「こどもの権利」について知っていますか。（1つに○）

1．くわしく知っている
2．知っている
3．聞いたことがある
4．聞いたことはない

問4　「こどもの権利」には、次のようなものがあります。
あなたが知っている「こどもの権利」を選んでください。（知っているすべてに○）

1．どんな理由でも差別されないこと（差別の禁止）
2．悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと（いじめをふくむ暴力や差別の禁止）
3．命が守られ、成長できること（生存・発達の権利）
4．こどもにとって、一番よいことは何かを考えてくれること（こどもの最善の利益の追きゅう）
5．自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること（こどもの意見の尊重）
6．たたかれたり、ひどい目にあわされたりしないこと（暴力からの保護）
7．心や体が十分に成長する教育を受けること（教育を受ける権利）
8．休んだり、遊んだりすること（休む・遊ぶ権利）
9．自由に考え、思い、選ぶこと（思想・良心の自由）
10．多くの家事をさせられたり、体についていやなことをされたりするなど、人から利用されないこと（あらゆるさくしゅからの保護）
11．こどもの権利について学べること（こどもの権利を知る権利）
12．特に知っている権利はない
13．その他（　　）

問5　あなたやあなたの周りで、守られていないと思う「こどもの権利」を選んでください。（あてはまるすべてに○）

1．どんな理由でも差別されないこと（差別の禁止）
2．悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと（いじめをふくむ暴力や差別の禁止）
3．命が守られ、成長できること（生存・発達の権利）
4．こどもにとって、一番よいことは何かを考えてくれること（こどもの最善の利益の追きゅう）
5．自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること（こどもの意見の尊重）
6．たたかれたり、ひどい目にあわされたりしないこと（暴力からの保護）
7．心や体が十分に成長する教育を受けること（教育を受ける権利）
8．休んだり、遊んだりすること（休む・遊ぶ権利）
9．自由に考え、思い、選ぶこと（思想・良心の自由）
10．多くの家事をさせられたり、体についていやなことをされたりするなど、人から利用されないこと（あらゆるさくしゅからの保護）
11．こどもの権利について学べること（こどもの権利を知る権利）
12．特に守られていない権利はない
13．その他（　　）

問6　あなたは、自分のことが好きだと思いますか。（1つに○）

1．そう思う
2．まあそう思う
3．あまりそう思わない
4．そう思わない

問7　あなたは、自分らしく生きていると思いますか。（1つに○）

1．そう思う
2．まあそう思う
3．あまりそう思わない
4．そう思わない

問8　あなたは、自分の考えを相手にはっきり伝えることができていますか。（1つに○）

1．できている
2．まあできている
3．あまりできていない
4．できていない

問9　あなたは今、どのくらいの幸せを感じていますか。（1つに○）

1．とても幸せ
2．幸せ
3．どちらとも言えない
4．不幸
5．とても不幸

問10　あなたは、以下のような理由で、差別を受けた（いやなことを言われたり、不当なあつかいをされたりした）と感じたことはありますか。（あてはまるすべてに○）

1．差別を受けたことはない
2．自分の見た目について
3．自分の話し方について
4．自分の性別について
5．自分の心や体について
6．自分の成績について
7．障がいや病気について
8．家族のことについて（海外に関わりのあること、お金のことなど）
9．住んでいる場所・地域について
10．その他（　　）
11．答えたくない

問11　あなたは今、困っていること、つらいと感じていることはありますか。（あてはまるすべてに○）

1．学校のこと
2．学校の先生のこと
3．友達のこと
4．いじめのこと
5．暴力（ぎゃくたいなど）のこと
6．家族の世話や家事などをしなければならないこと
7．お金のこと
8．インターネット、メール、SNS のこと
9．家族のこと
10．自分のこと（見た目、成績、性格など）
11．その他（　　）
12．困っていること、つらいと感じていることはない

問12　あなたが、困っていること、つらいと感じていることがあるときに、相談できる人はだれですか。（あてはまるすべてに○）

1．お母さん
2．お父さん
3．きょうだい
4．おじいちゃん・おばあちゃん・親せき
5．友達
6．先ぱいや後はい
7．学校の先生
8．スクールカウンセラー
9．習い事の先生など親しい人
10．近所の人
11．インターネットや SNS 上の知り合い
12．こどもの相談にのってくれる団体の人
13．市役所の人
14．相談できる人はいない
15．その他（　　）

問13　あなたは、インターネットやSNS※を使っていて、困ったことがありますか。
（あてはまるすべてに○）

※SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)とは、登録した会員同士がインターネットを通じてコミュニケーションできるサービスのことです。LINE（ライン）や TikTok（ティックトック）・Instagram（インスタグラム）が代表的な SNS です。

1．使ったことがない
2．困ったことがない
3．SNS やメールなどで、からかわれたり、いやがらせを受けたりした
4．SNS などのグループに入っていないことで、仲間はずれにされたように感じた
5．うまく相手に内容が伝わらず、おこらせたり、悲しませたりした
6．名前や住所、メールアドレスなどの情報や写真を勝手に使われた
7．つきまとい、いやがらせなど、現実の犯罪やトラブルに巻きこまれた
8．その他（どんなこと：　　）

問14　あなたは、自分の家庭に満足していますか。（1つに○）

1．とても満足している
2．満足している
3．どちらとも言えない
4．満足していない
5．まったく満足していない

問15　あなたの家庭では、あなたのことを決めるとき、あなたの意見を聞いて大事にしてくれていると思いますか。（1つに○）

1．とても大事にしてくれる
2．大事にしてくれる
3．どちらとも言えない
4．大事にしてくれていない
5．まったく大事にしてくれていない

問16　あなたが家庭でこうなったらいいなと思うことや、あったらいいと思うサポートはありますか。
（あてはまるすべてに○）

1．家族に仲良くしてほしい
2．親にもっと家にいてほしい
3．親にもっと自分の話を聞いてほしい
4．勉強へのプレッシャーをあまりかけないでほしい
5．お金の心配をせずに暮らすための経済的なサポート
6．そうじをしたり、ご飯をつくってくれる人が来てくれる家事のサポート
7．家のことについて内しょで相談できる場所がある
8．家族が暴力をふるわないようになるためのカウンセリングやプログラム（暴力をふせぐサポート）
9．その他（　　）
10．特になし

問17　あなたは、学校生活に満足していますか。（1つに○）

1．とても満足している　　3．どちらとも言えない　　5．まったく満足していない
2．満足している　　4．満足していない

問18　あなたの学校の先生は、あなたのことを決めるとき、あなたの意見を聞いて大事にしてくれていると思いますか。（1つに○）

1．とても大事にしてくれる　　4．大事にしてくれていない
2．大事にしてくれる　　5．まったく大事にしてくれていない
3．どちらとも言えない

問19　あなたが通っている学校について、もっとこうなったらいいなと思うことはありますか。（あてはまるすべてに○）

1．遊びの時間を増やす
2．スポーツ活動を増やす
3．音楽や美術など芸術科目を増やす
4．先生がもっと生徒の意見を聞いてくれるようになる
5．もっと少人数制のクラスにする
6．もっと将来の役に立つ授業にする
7．授業を減らす
8．補習を増やす
9．宿題を減らす
10．厳しい決まり事を減らす
11．より良い校則にする
12．より良い校舎にする
13．いじめをなくす
14．「こどもの権利」についてもっと教える
15．生徒の家庭についてもサポートをする
16．障がいのある子もない子もいっしょに勉強できるようにする
17．その他（　　）
18．特になし

問20　あなたは、住んでいる地域に満足していますか。（1つに○）

1．とても満足している　　3．どちらとも言えない　　5．まったく満足していない
2．満足している　　4．満足していない　　6．富田林市に住んでいない

問21　富田林市について、もっとこうなったらいいなと思うことはありますか。（あてはまるすべてに○）

1．明かりを増やし、夜も安心して歩けるようにする
2．道路などで事故にあいそうな場所を減らす
3．暴力や犯罪をふせぎ、安心してすごせるようにする
4．公園や遊ぶ場所を増やす
5．スポーツができるところを増やす
6．図書館や芸術にふれられるところを増やす
7．こどもが参加できる活動やプログラムを増やす
8．友達と遊ぶ・勉強する場所を増やす
9．家や学校にいたくない時に過ごせる場所を増やす
10. 参加したり、見たりできる地域のお祭りや行事を増やす
11. その他（　　）
12. 特になし

問22　あなたには、放課後や休日に、自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所がありますか。（あてはまるすべてに○）

1．自分の部屋
2．自分の部屋以外（リビングなど）
3．おじいちゃんおばあちゃんや親せきの家
4．友達や近所の人の家
5．学校の教室
6．学校の教室以外の場所（保健室・図書室など）
7．じゅくや習い事
8．クラブ活動
9．こども食堂や青年団など地域の居場所
10. 公園などの屋外
11. ショッピングセンターやファストフードなどの店
12. インターネットや SNS を通じたゲームや交流の場
13. 市のしせつ（児童館、Topic、TONPAL など）
14. その他（　　）
15. 特になし

問23　あなたは「こどもの権利」をまもるために、どんな仕組みがあると良いと思いますか。（あてはまるすべてに○）

1．こどもたちに「こどもの権利」について、もっと学校などで教える
2．大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える
3．こどもが困ったときにだれにも知られず相談に行くことができる場所が近くにある
4．困ったときに電話、SNS、メールなどで相談できるところがある
5．気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所が近くにある
6．「こどもの権利」が守られているかを見張り、国や政府に提案できる人がいる
7．あなたの住む地域に、こどもが意見を言える制度がある
8．こどもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる
9．その他（　　）
10．わからない
11．特になし

問24　富田林市にはこどもや若者が参加し、まちづくりや学校運営について意見を言えたり、自分たちがイベントのき画・運営をしたりする取組があります。
例：中学生の生徒会サミット・高校生や大学生の若者会議

① これらの取組があることを知っていますか。（1つに○）

1．知っていて、参加したことがある
2．知っているが、参加したことはない
3．知らない

② 今後このような取組に参加したいと思いますか。（1つに○）

1．とても参加したい
2．参加したい
3．どちらとも言えない
4．参加したくない
5．まったく参加したくない

問25　富田林市では「こどもの権利条例」のイラストを作成します。「こどもの権利条例」のイメージに一番合うイラストはどれですか。（1つに○）

1．

四角のイラストの右がわは富田林市の地図、左がわは自然やいきいきとした人をあらわし、さまざまな人が互いに手を取り合うイラストにしました。

2．

権利が守られ、いきいきとした表情を見せるこどもの姿をイラストにしました。

3．

さまざまなこどもたちを「とんだばやしこどもの権利条例」の文字がつつみこむことで、権利によって守られるこどもたちをイラストにしました。

4．

こどもの権利が守られることで安心し、やわらかく明るい表情を見せるこどもたちをイラストにしました。

5．

わくわくするようなゲームタイトル風にすることで、こどもが「こどもの権利条例」に親しみを感じるイラストにしました。

6．　ない

【最後の画面】
最後までアンケートに回答いただきありがとうございます。
みなさんのご意見をもとに条例を作ります。
アンケートの結果をみなさんに後日お届けします。
みなさんが、「こどもの権利」を知る、そして興味をもつきっかけになればうれしいです。

～おわりに～

アンケートに答えたことで、なんだかつらい気持ちになったり、思い出したくなかったことを思い出したりしてしまった人もいるかもしれません。そんなときには、ぜひ一人でなやまずに、周りの信らいできる方に、声をかけてみてください。知っている人に相談しにくいときのために、相談先のリストをつくりました。
電話で相談ができます。お金はかかりません。

●『こどもの人権 110 番』
電話番号：0120-007-110
受付時間：平日 8:30～17:15
メールや LINE でも相談ができます。
URL：https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html

●『チャイルドライン』
電話番号：0120-99-7777
受付時間：毎日 16:00～21:00　※12 月 29 日～1 月 3 日は除く
チャットでも相談ができます。
URL：https://childline.or.jp/

●『24 時間子供 SOS ダイヤル』
電話番号：0120-0-78310
受付時間：24 時間